

○ 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う子ども家庭庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令 新旧対照条文
 子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）（抄）（第一条関係）【令和七年四月一日施行】

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
目次 第一章 総則（第一条―第一条の四） 第一章の二 妊婦のための支援給付（第一条の四の二―第一条の四の五） 第一章の三・第一章の四 [略] 第二章 [略] 第一節 [略] 〔第一款〕第三款 略 第四款 教育・保育等に関する情報の報告及び公表（第四十九条―第五十三条） 第二節 [略] 〔第三章〕第六章 略 附則 第四款 教育・保育等に関する情報の報告及び公表 （法第五十八条第一項の内閣府令で定める情報） 第五十条 法第五十八条第一項の内閣府令で定める情報は、教育・保育	目次 第一章 総則（第一条―第一条の四） 第一章の二・第一章の三 [同上] 第二章 [同上] 第一節 [同上] 〔第一款〕第三款 同上 第四款 教育・保育に関する情報の報告及び公表（第四十九条―第五十三条） 第二節 [同上] 〔第三章〕第六章 同上 附則 第四款 教育・保育に関する情報の報告及び公表 （法第五十八条第一項の内閣府令で定める情報） 第五十条 法第五十八条第一項の内閣府令で定める情報は、教育・保育

等の提供を開始しようとするときにあつては別表第一に掲げる項目に
関するものとし、同項の内閣府令で定めるときにあつては別表第一及
び別表第二に掲げる項目に関するものとする。

(法第五十八条第二項の内閣府令で定める事項)

第五十条の二 法第五十八条第二項の内閣府令で定める事項は、別表第
三(都道府県又は市町村が設置する特定教育・保育施設等にあつて
は、同表第二号及び第四号イを除く。第五十二条において同じ。)に
掲げる項目に関するものとする。

(法第五十八条第三項の規定による公表の方法)

第五十一条 都道府県知事は、法第五十八条第一項又は第二項の規定に
よる報告を受けた後、当該報告の内容(同項の規定による報告にあつ
ては、次条に掲げる項目に限る。以下この条において同じ。)を公表
するものとする。ただし、都道府県知事は、当該報告を受けた後に法
第五十八条第五項の調査を行ったときは、当該調査の結果を公表する
ことをもつて、当該報告の内容を公表したものとすることができる。

(法第五十八条第三項の内閣府令で定める事項)

第五十一条の二 法第五十八条第三項の内閣府令で定める事項は、別表
第四(都道府県又は市町村が設置する特定教育・保育施設等にあつて
は、同表第二号を除く。)に掲げる項目に関するものとする。

(法第五十八条第四項の規定による調査及び分析並びに当該調査及び

の提供を開始しようとするときにあつては別表第一に掲げる項目に
関するものとし、同項の内閣府令で定めるときにあつては別表第一及び
別表第二に掲げる項目に関するものとする。

「条を加える。」

(法第五十八条第二項の規定による公表の方法)

第五十一条 都道府県知事は、法第五十八条第一項の規定による報告を
受けた後、当該報告の内容を公表するものとする。ただし、都道府県
知事は、当該報告を受けた後に同条第三項の調査を行ったときは、当
該調査の結果を公表することをもつて、当該報告の内容を公表したも
のとすることができる。

「条を加える。」

分析の結果の公表の方法)

第五十一条の三 都道府県知事は、法第五十八条第二項の規定による報告を受けた特定教育・保育施設設置者等経営情報について、施設等を運営する法人の種類、教育・保育施設又は地域型保育事業の種類、利用定員その他都道府県知事が必要と認める事項に応じて調査及び分析を行い、当該調査及び分析の結果を公表するよう努めるものとする。

(法第五十八条第五項の内閣府令で定める教育・保育等情報等)

第五十二条 法第五十八条第五項の内閣府令で定める教育・保育等情報は、又は特定教育・保育施設設置者等経営情報は、別表第一及び別表第二に掲げる項目又は別表第三に掲げる項目に関する情報とする。

(法第五十八条第九項の内閣府令で定める情報)

第五十三条 法第五十八条第九項の内閣府令で定める情報は、教育・保育等の質及び教育・保育等に従事する従業者に関する情報(教育・保育等情報に該当するものを除く。)として都道府県知事が定めるものとする。

別表第一(第五十条、第五十二条関係)

一 施設又は事業所(以下この表から別表第三までにおいて「施設等」という。)を運営する法人に関する事項

「イハ 略」

二 法人が教育・保育等を提供し、又は提供しようとする施設等の所在地を管轄する都道府県の区域内に所在する当該法人が設置する

「条を加える。」

(法第五十八条第三項の内閣府令で定める教育・保育情報)

第五十二条 法第五十八条第三項の内閣府令で定める教育・保育情報は、別表第一及び別表第二に掲げる項目に関する情報とする。

(法第五十八条第七項の内閣府令で定める情報)

第五十三条 法第五十八条第七項の内閣府令で定める情報は、教育・保育の質及び教育・保育に従事する従業者に関する情報(教育・保育情報に該当するものを除く。)として都道府県知事が定めるものとする。

別表第一(第五十条、第五十二条関係)

一 施設又は事業所(以下この表及び次表において「施設等」という。)を運営する法人に関する事項

「イハ 同上」

二 法人が教育・保育を提供し、又は提供しようとする施設等の所在地を管轄する都道府県の区域内に所在する当該法人が設置する

る教育・保育施設並びに当該法人が行う地域型保育事業及び乳児等通園支援事業

ホ 「略」

二 当該報告に係る教育・保育等を提供し、又は提供しようとする施設等に関する事項

イ 教育・保育施設、地域型保育事業又は乳児等通園支援事業の種類

「ロ・ニ 略」

ホ 認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業又は乳児等通園支援事業の認可又は認定を受けた年月日

「ヘ・チ 略」

三 施設等において教育・保育等に従事する従業者（以下この号において「従業者」という。）に関する事項

「イ・ロ 略」

ハ 従業者の教育・保育等の業務に従事した経験年数等

「二・ホ 略」

四 教育・保育等の内容に関する事項

イ 「略」

ロ 当該報告に係る教育・保育等の内容等（特定教育・保育施設における保護者に対する子育ての支援の実施状況（幼稚園及び保育所については実施している場合に限る。）を含む。）

ハ 「略」

ニ 当該報告に係る教育・保育等の提供に係る居室面積、園舎面積、園庭の面積等（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職

教育・保育施設及び当該法人が行う地域型保育事業

ホ 「同上」

二 当該報告に係る教育・保育を提供し、又は提供しようとする施設等に関する事項

イ 教育・保育施設又は地域型保育事業の種類

「ロ・ニ 同上」

ホ 認定こども園、幼稚園、保育所又は地域型保育事業の認可又は認定を受けた年月日

「ヘ・チ 同上」

三 施設等において教育・保育に従事する従業者（以下この号において「従業者」という。）に関する事項

「イ・ロ 同上」

ハ 従業者の教育・保育の業務に従事した経験年数等

「二・ホ 同上」

四 教育・保育等の内容に関する事項

イ 「同上」

ロ 当該報告に係る教育・保育の内容等（特定教育・保育施設における保護者に対する子育ての支援の実施状況（幼稚園及び保育所については実施している場合に限る。）を含む。）

ハ 「同上」

ニ 当該報告に係る教育・保育の提供に係る居室面積、園舎面積、園庭の面積等（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設

員、設備及び運営に関する基準（平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第一号）附則第四条の規定により同令の規定を読み替えて適用する場合にあつては、その旨を含む。）

〔ホ・ヘ 略〕

ト 当該報告に係る教育・保育等の提供により賠償すべき事故が発生したときの対応に関する事項

チ 施設等の教育・保育等の提供内容に関する特色等

リ 〔略〕

五 当該報告に係る教育・保育等を利用するに当たつての利用料等に関する事項

六 〔略〕

別表第二（第五十条、第五十二条関係）

第一 教育・保育等の内容に関する事項

一 教育・保育等の提供開始時における利用者等に対する説明及び契約等に当たり利用者等の権利擁護等のために講じている措置

イ 教育・保育等の提供開始時における利用者等に対する説明及び利用者等の同意の取得の状況

ロ 〔略〕

二 〔略〕

第二 教育・保育等を提供する施設等の運営状況に関する事項

〔一・二 略〕

三 教育・保育等の提供内容の改善の実施の状況

第三 〔略〕

備及び運営に関する基準（平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第一号）附則第四条の規定により同令の規定を読み替えて適用する場合にあつては、その旨を含む。）

〔ホ・ヘ 同上〕

ト 当該報告に係る教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生したときの対応に関する事項

チ 施設等の教育・保育の提供内容に関する特色等

リ 〔同上〕

五 当該報告に係る教育・保育を利用するに当たつての利用料等に関する事項

六 〔同上〕

別表第二（第五十条、第五十二条関係）

第一 教育・保育の内容に関する事項

一 教育・保育の提供開始時における利用者等に対する説明及び契約等に当たり利用者等の権利擁護等のために講じている措置

イ 教育・保育の提供開始時における利用者等に対する説明及び利用者等の同意の取得の状況

ロ 〔同上〕

二 〔同上〕

第二 教育・保育を提供する施設等の運営状況に関する事項

〔一・二 同上〕

三 教育・保育の提供内容の改善の実施の状況

第三 〔同上〕

別表第三（第五十条の二、第五十二条関係）

- 一 施設等の名称、所在地その他の基本情報に関する事項
 - イ 施設等の名称及び所在地
 - ロ 施設等を運営する法人の種類
 - ハ 教育・保育施設又は地域型保育事業の種類
 - ニ 利用定員及び利用小学校就学前子ども数
 - ホ その他都道府県知事が必要と認める事項
- 二 施設等の収益及び費用に関する事項
 - イ 施設等を運営する法人の種類に応じた収益及び費用の内訳
 - ロ 施設等の収益に対する人件費の割合
 - ハ その他都道府県知事が必要と認める事項
- 三 施設等の職員の員数に関する事項
 - イ 施設等の職員の職種別員数
 - ロ その他都道府県知事が必要と認める事項
- 四 施設等の職員の給与等に関する事項
 - イ 施設等の各職員の給与
 - ロ 施設等の職員の職種別給与
 - ハ 施設等の職員に係る標準的な給与体系
 - ニ その他都道府県知事が必要と認める事項
- 五 その他都道府県知事が必要と認める事項

別表第四（第五十一条の二関係）

- 一 前表第一号に掲げる事項

〔別表を加える。〕

〔別表を加える。〕

二 前表第二号ロに掲げる事項 三 前表第三号イに掲げる事項 四 前表第四号ハに掲げる事項 五 その他道府県知事が必要と認める事項	
備考 表中の「」の記載は注記である。	